

第7回佐賀県・市町行政調整会議

佐賀県・市町行政調整会議事務局
(佐賀県経営支援本部市町村課)

協議事項

佐賀県の身近な移動手段の確保に
関する今後の取組

県 提 出

身近な移動手段に関する現状と課題(県の問題意識)

背景

- 少子化・高齢化・過疎化の進行
- モータリゼーションの進展
- 生活圏の広域化

現状

- 高齢運転者の増加(事故の増加)
- 運転できない高齢者、要介護者の増加
- 公共交通機関の利用者減
- 公共交通維持の公的負担の増

課題

自治体による移動手段確保に関する取組の強化

国の動向(法の制定、改正関係)

新たに制定

交通政策基本法(平成25年12月4日施行)

交通に関する施策の基本となる事項等を定める

- ・国民、交通事業者、地方自治体、国等の責務(役割分担)
- ・「交通政策基本計画」の策定(国) 他

地方の役割
が広がる

道路運送法

公共交通事業に関する許認可や
自家用有償運送の登録等を規定

法改正

自家用有償運送の
事務権限移譲

地方の役割が
広がる

地域公共交通 活性化・再生法

多様なモードの地域公共交通の
支援(市町村が「連携計画」を策
定し支援)

法改正

地域交通の新しい
仕組みづくり

その他関係法

(鉄道事業法、海上運送
法他)

地域交通に係る法律改正(今国会(1/24-6/22)提出予定)

1. 道路運送法の見直し

(自家用有償旅客運送の登録・監査事務等の権限移譲)

〔見直しの方向性〕

- ① 希望する市町村又は都道府県への自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲
- ② 地域の実情に応じた運用ルールの緩和や運用方法の改善

2. 地域公共交通活性化・再生法の見直し

〔見直しの方向性〕

次の点を考慮して交通ネットワーク計画を策定すること。

- ① 広域的な公共交通ネットワークの形成
(移動の実態に合わせた複数市町村連携)
- ② 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
(自家用有償運送、スクールバス、福祉バス等)
- ③ 複数市町村で策定する場合に、市町村からの求めがある場合は、都道府県が共同で計画を策定

県・市町が共有しておきたいこと

目指すべき姿

行きたいところに行きやすくする持続可能な移動手段を県内全域に整備することで、通院や買い物だけでなく、趣味や交友などの外出を増やし、誰でも希望と生きがいを持って健康に暮らしていくことをもって、地域が元気になることを目指す。

今後の方向性

(1) 「公共交通を守る」から「住民の移動を確保」への転換

- ① 住民の移動手段を「面的に」「質的に」確保していく。
 - ・ 「面的に」：県内のすべての地域住民の移動手段を確保
 - ・ 「質的に」：料金、便数、時間帯などのサービスレベルの向上

(2) 「国、事業者主導」から「地方自治体が責任を持つ」への転換

- ① 交通政策基本法の理念に基づき、地方自治体が主体的に地域の実情に応じた交通ネットワーク計画を策定
- ② 国、県、市町の役割を明確化

今後取組を実施するときに必要なこと

(1) 基礎データの収集

県内バス会社では、バス停毎の乗降数調査(年2回)しか把握していないので、乗った人がどこまで乗ったのかを十分に把握できていない。

(2) 地方自治体(県、市町)の身近な移動手段確保に関する推進体制等の強化

自治体(県・市町)の責務の明確化や、権限・事務が広がることにより、これまで以上に身近な移動手段確保に関する推進体制等の強化が必要

(3) 福祉有償運送制度の活用策の検討

路線バスやタクシーなどの公共交通だけでなく、福祉有償運送などの登録等に関する事務権限の移譲を受けることなどにより、市町の幅広い交通サービスも活用しながら、住民の移動手段を確保していくことが必要

取組及び工程表(案)

主な取組

平成28年度までに、県内全市町での身近な移動手段の確保の見直し(再編)の検討を目指す

- ・ 推進体制等の強化(首長、県市町担当課長・県市町職員の研修会等)・・・平成26年度
- ・ 状況把握(連携計画策定に向けた実態調査)・・・平成26年度
- ・ 身近な移動手段の見直し・再編の検討他・・・平成27年度以降



